

令和6年度 ぐんまスタートアップアクセラレーションプログラム実施業務 企画提案要領

1 業務の名称

「令和6年度 ぐんまスタートアップアクセラレーションプログラム実施業務」

2 業務の背景・趣旨・目的

今日では、ICT、AI、5Gなどの社会環境や技術革新によって、あらゆる産業分野において、大きな転換期を迎えている。

この転換期において、群馬県では、本県経済を発展させていくためには、絶え間のないイノベーション創発が必要不可欠であると考え、自然かつ自律的にイノベーションが起きる「スタートアップ・エコシステム」の形成を産業振興の新たな施策の柱として位置づけて推進している。

そのため、本業務においては、県内で成長する意欲を有するスタートアップに対して、短期集中的な経営支援を実施する。具体的には、専門的な知見を有するメンターによるビジネスプランのブラッシュアップや、成果報告会等を通じた資金調達、事業連携（共同事業）、情報発信等の支援による県内での事業拡大・事業実施の促進を図り、ひいては県内各分野でのDX化の促進や、県が抱える社会課題の解決につなげることを目指す。

ついては、本業務を委託する事業者を選定するため、以下の要領で業務提案を募集する。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 見積上限額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・応募に要する経費は含まない。（提案者の負担とする）
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いする。

5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

6 委託先選定数

1者

※ただし、業務を効果的に実施するため、県の了解の下、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

7 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされていないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・添付資料により納付の状況の証明を求める税を滞納している者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- ・業務遂行に当たって、経理処理や業務報告などを県の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されている者

8 スケジュール

(1) 公募開始

令和6年5月29日（水）

(2) 質問受付

令和6年5月29日（水）～6月4日（火）正午まで

※詳細は、下記9のとおり

(3) 参加申込

令和6年6月11日（火）午後5時必着

※詳細は、下記11のとおり

(4) 企画提案書提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時必着

※詳細は、下記12のとおり

(5) プレゼンテーション

令和6年6月27日（木）若しくは28日（金）予定

※詳細は、下記13のとおり

(6) 結果発表

令和6年7月上旬予定

※詳細は、下記13（2）のとおり

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 令和6年6月4日(火)正午 まで
- (2) 質問様式 質問書(様式1)による
- (3) 質問方法 電子メール による
- (4) 提出先 下記15に同じ
※件名を「令和6年度ぐんまスタートアップアクセラレーションプログラム実施業務 質問事項」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) その他 質問に対する回答は、6月7日(金)までに質問及び回答の一覧をホームページに掲載する。(ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみメールで回答する。)

10 説明会

説明会は開催しない。

11 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式2)」を郵送又はE-mailにより提出する。

- (1) 提出期限 令和6年6月11日(火)午後5時 必着
- (2) 提出先 下記15に同じ

12 応募の手続き等

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式3)
 - イ 企画提案書本体(任意様式)
 - ウ 業務実施体制(様式4)
 - エ メンター候補の概要等(様式5)
 - オ 費用見積書(様式6)
 - ・見積額が上記4の見積上限額を超えた場合は、失格とする。
 - カ 法人概要
 - キ 法人登記簿謄本(*) (3カ月以内に発行されたもの)
 - ク 決算書(*) (直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))
 - ケ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式7) (*)
 - コ 都道府県税完納証明書

サ 業務の一部について再委託を予定している場合は、再委託先の概要が記載されたパンフレット等

シ その他参考となる資料（適宜）

※*印の付いた書類については、「群馬県令和5・6年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要

（2）企画提案書本体（任意様式）の記載事項

ア 実施体制等

（ア）今回の業務に関する基本的な考え方

（イ）業務実施体制・専門家派遣体制

（ウ）想定されるスケジュール

イ 主な支援実績

（ア）スタートアップ支援に係る実績

（イ）起業家、投資家向けイベントに係る実績

（ウ）他自治体等と連携（委託業務の受託）した支援実績

ウ 事業者への支援方法等

「令和6年度ぐんまスタートアップアクセラレーションプログラム実施業務委託仕様書」に基づき、具体的な支援内容等を記載すること。

（ア）アクセラレーションプログラム（メンタリング、目標設定・支援計画の作成等）について

（イ）スタートアップの選考について

（ウ）プログラム周知、SNS・HPの活用について

（エ）起業家、投資家等向けイベントについて

エ 関係機関との連携に関すること

効果的な業務実施に向けた、関係機関との連携に関する考え方について記載すること

オ その他

その他、アピールしたい事項、本業務に関する提案等があれば自由に記載すること。

（3）提出方法・提出期限

ア 提出方法 電子メールとする。

（県のメールシステムの設定上、メールサイズが7MBを超えるメールの受信はできません。7MBを超える場合には、提出方法について、下記15の応募先及び問い合わせ先に相談してください。県が指定するファイル共有システムを活用し、提出いただく方法などをご案内します。）

※件名を「令和6年度ぐんまスタートアップアクセラレーションプログラム実施業務応募」とすること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

イ 提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時 必着

(4) 提出先

下記 15 に同じ。

(5) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(6) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに発注者に連絡し、その旨を書面にて提出すること。
- ・発注者は、提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることができる。
- ・この企画提案の参加に係る手続、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

13 選考方法

選考は、群馬県で設置する選考委員会で、提出された全ての提出書類・別途実施するプレゼンテーションをもとに、以下(1)の審査基準に基づいて審査し、最も優れた企画提案をした者を委託契約の優先交渉者として決定する。

プレゼンテーションに出席できる人数は、3名までとし、提出した書類のみを使用すること。また、プレゼンテーションは非公開とする。

(1) 審査基準

①趣旨・目的の理解に関すること(10点満点)

(業務の趣旨・目的を理解し、充実した提案内容となっているか。)

②実施体制等に関すること(15点満点)

(業務遂行能力、業務実施体制、業務実績)

- ・業務を遂行する能力があるか
- ・十分な業務実施体制が確保されているか
- ・過去に、スタートアップ支援に係る実績があるか
- ・過去に、自治体と連携したアクセラレーションプログラムの実績があるか

③具体的な事業の内容に関すること(40点満点)

(アクセラレーションプログラム、起業家・投資家等向けイベント等)

- ・スタートアップの事業拡大のための、アクセラレーションプログラムの内容となっているか

- ・メンターの選定及びメンターが実施する支援は、スタートアップを事業成長に導くものであるか
- ・起業家・投資家等向けイベント（成果発表会）が、支援先の開拓と起業家マインド醸成に繋がる内容となっているか
- ・プログラム周知方法が、県内外に対して十分な情報発信可能な内容となっているか。

④関係機関との連携に関すること（10点満点）

（県内外の起業・創業支援団体等の関係機関との連携が図れる内容となっているか）

⑤金額、費用の積算について（10点満点）

（金額及び費用の積算根拠が社会通念上妥当なものとなっているか）

⑥総合評価（15点満点）

（全体的な整合性）

（2）企画提案結果の公表について

企画提案結果の公表は、令和6年7月上旬に県ホームページ上で行う。

14 契約

（1）委託契約の実施

- ・上記13において選定された者を業務の優先交渉者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

（2）検査の実施

- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

15 応募先及び問い合わせ先

- （1）名 称 群馬県 産業経済部 未来投資・デジタル産業課
スタートアップ推進室 連携促進係
- （2）所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（11階）
- （3）連絡先 電話 027-226-3336 E-mail miraitoushi@pref.gunma.lg.jp